

社会福祉法人 月の輪会 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成25年 3月 1日から平成30年 2月28日

2. 内容

(1) 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標1 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施

【対策】妊娠中や産休復帰後の女性労働者が相談(妊娠～復職等)できる窓口を設置する。

目標2 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備の実施

【対策】育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直しをする。
育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直しをする。

目標3 子どもを育てる労働者が利用できる措置の実施

【対策】三歳未満の子を養育する労働者に対する所定外労働の免除、短時間勤務制度を就業規則に記載する。

目標4 労働者が子どもの看護のための休暇について、時間単位で取得できる等より利用しやすい制度の導入

【対策】子どもの看護のために年間5日間の年次有給休暇とは別の有給休暇制度を導入する。

目標5 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

【対策】上記諸制度を事業所内の見やすい場所へ備え付け、労働者への周知徹底を図る。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標6 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

【対策】月に最低1日のリフレッシュ休暇の取得を促進する。

(3) 次世代育成支援対策に関する事項

目標7 子どもが保護者である労働者の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」の実施

【対策】労働者の子どもを含めて地域の子どもの会社見学を受け入れ、NPOと協力して行う。

目標8 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ又は職業訓練の推進

【対策】若年者のトライアル雇用(ハローワークから紹介された労働者を短期間、試験的に雇用)制度を導入する